

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和3年1月29日(金) 第3委員会室
2. 出席委員 吉方明美委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 坂本義明 徳永泰臣 五島誠
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 丸飯龍太議会事務局主事
5. 説明員 森岡浩生活福祉部長 毛利久子市民生活課長 田辺靖雄市民生活課市民生活係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 1名
8. 会議に付した事件

- 1 生活交通に関する事について

午後1時27分 開 会

- 吉方明美委員長 それでは予定した時間より少し早いようですが、皆さんおそろいですので、教育民生常任委員会を開会します。傍聴、録音、録画を許可しております。
-

- 1 生活交通に関する事について

- 吉方明美委員長 本日の協議事項は生活交通に関する事についてということで、執行者から説明をいただくようになっております。この件については閉会中の継続審査ということで、この1年間、委員会としては余り物事が前に進んでいないような状態で、Ma a Sの勉強会を一回した程度なのですが、その後、執行者のほうでいろいろ取り組みをされて、いよいよ新しい計画ができ上がったかのように聞いておりますので、それについての説明をきょうはいただきたいと思います。それでは執行者のほう、よろしいでしょうか。

- 毛利久子市民生活課長 それでは市民生活課から生活交通に関する事についてのうち、現在策定中の庄原市地域公共交通計画、仮称でございますけれども、こちらの策定状況について御説明をさせていただきます。なお、計画は現在策定中ございまして、お示しできるものがございませんので、本日は、今回法定計画として策定をするということで、これまでの計画との違いについて、後半では計画策定のための市民ニーズ調査について説明をさせていただきたいと思っております。それでは資料をごらんください。まず、1、趣旨でございます。本市においては、第2期庄原市生活交通ネットワーク再編計画により、市内の生活交通網が効率的に形成できるよう再編を行ってまいりました。この第2期再編計画が本年度末で終了しますため、次期計画を策定しているところでございます。この次期計画につきましては、昨年、令和2年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されまして、地方公共団体による地域公共交通計画の策定が努力義務とされました。今後、国の補助金の交付要件となる見込みであると同っておりますことから、このたび策定する次期計画をこの活性化再生法に規定いたします地域公共交通計画として策定することといたしました。計画期間でございますが、令和3年度から7年度までの5年間。計画に記載する事項でございますが、法定計画である地

域公共交通計画には、法律にその記載事項が規定されていることから、これに準じて記載をすることとなります。1ページ、中段の表は、法で規定されております記載事項等を第2期再編計画と比較したものでございます。地域公共交通計画が第2期再編計画と異なる点は、大きく三つございます。まず1点目は、地域公共交通計画が法定計画であり、法律の規定に沿って策定する必要があること。2点目として、計画内容①にありますように、第2期再編計画では生活交通の確保と再編を目指しておりましたが、法定計画では地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保となります。この地域旅客運送サービスにつきましては、表の下に注釈をつけております。地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保のための交通、ここがいわゆる生活交通の部分になります。これに加えまして、都市活動や観光その他の地域間交流、環境への負荷低減の視点も加えて、人を運ぶことに関するサービス全般を指しております。このため、新しくつくる計画はこれまでより幅の広い視点で策定する必要があります。最後に、3点目でございますが、計画内容の④にありますように、第2期再編計画では、市の施策を定めるものでございました。地域公共交通計画では、市以外の者が行う事業についてもこの計画の中で定めることができます。また、計画に基づく事業の進め方でございますが、本年度は、庄原市地域公共交通計画の基本的な方針などの基本事項と評価項目の設定を計画いたします。この方針に基づきまして、来年度、令和3年度において事業実施計画を策定し、地域ごとに具体的な事業を検討いたします。それに基づいて令和4年度から見直しを含めた事業実施を行うこととしております。続いて、4、策定体制でございます。活性化再生法では、地域公共交通計画の作成及び実施に関し、協議会を組織することができることと規定されております。運輸局の指導もありまして、計画策定に当たり協議会を設置することといたしました。本市においては、既に道路運送法施行規則の規定に基づく地域公共交通会議を設置しておりましたため、新たな協議会は設置せず、この交通会議を法定協議会と位置づけて、本計画の策定及び推進に係る協議等を行うことといたしました。なお、活性化再生法では、先ほど説明いたしました地域旅客運送サービスを計画の対象とすることから、まちづくりや観光との連携も視点に加えるため、この交通会議の設置要綱を全部改正いたしまして、活性化再生法の法定協議会の運営に必要な事項、それから委員の追加を行ったところでございます。この協議会の委員名簿は、7ページ、資料2に添付しておりますので、またごらんいただければと思います。同じくその隣の6ページ、資料1では、道路運送法に基づく地域公共交通会議と活性化再生法に基づく法定協議会の比較表を添付しております。改正後の庄原市地域公共交通会議は、この両方の会議の目的を果たすように運営していくこととなります。なお、表の最下段にありますように、先ほど申し上げました法律の規定により、この地域公共交通会議自体が事業を実施することができることとなっております。今回この計画策定もこの交通会議の事業として実施をしているところでございます。それでは資料の2ページにお戻りください。中段の(2)庄原市地域公共交通会議ワーキング会議の設置についてでございますが、公共交通会議の委員に各団体の代表、トップが多いということから、より具体的な協議ができるよう実務者レベルによるワーキング会議を設置いたしまして、交通会議における議論の論点や検討材料を整理し、交通会議に提示することといたしました。協議の流れにつきましては、策定体制図をごらんいただければと思います。続いて、市民ニーズ調査等の概要について説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。まず、昨年11月に実施いたしました交通事業者等ヒアリング調査の結果概要でございます。公共交通の担い手であり交通事業者や目的地となります医療機関・商業施設等を対象に聴き取りによるヒアリング調査を実施し、事業者からみた移

動ニーズや現状及び今後の課題等の把握をいたしました。ヒアリングで伺った主な意見につきましては、まず交通事業者からは、担い手が不足している。市からスクールバスや生活交通の委託運行がふえると、委託運行時間帯は一般のタクシー業務に依頼があっても対応できないなどの影響がある。予約制の乗合タクシーは、運転者だけでなく、予約を調整する事務職員が必要になる。商業施設からは、店内にバス待合スペースを整備して、バスを利用して買い物に来ていただきやすいように取り組んでいる。移動販売を行っているお店からは、移動販売が高齢者の安否確認にもなっているとの現状を伺いました。社会福祉法人からは、デイサービスなどの介護サービスの送迎車両について、送迎以外の時間帯の活用には、介護保険法を踏まえた運用ルールが必要であること。また、介護福祉タクシーは、社会的には必要な事業であるが、運転手には2種免許とあわせてヘルパー資格が必要であったり、利用者が限られるなど、経営面ではなかなか採算が難しいといったお話を伺っております。観光団体からは、JRや高速バスでこられた方の二次交通の確保が必要との意見を伺っております。教育委員会には、スクールバスへの一般客の同乗や空き時間の活用についての可能性を尋ねておりますが、スクールバスの運行が学校の統廃合の条件となっていること。路線バスを利用していただくことや一般乗客との混乗については保護者の理解が必要で現状では難しいと思われるとの現状を伺いました。次に、自治振興区・民生委員のヒアリング調査でございます。昨年11月に自治振興区の役員と民生委員を対象にワークショップ形式のヒアリング調査を市内7会場で実施いたしました。地域ごとの移動ニーズや課題、地域主体の取り組み状況を伺っております。ヒアリングでは、自宅からバス停までが遠い。買い物をした帰りは荷物が多いため、バス停から歩いて帰宅することが難しい。バスの便数が少なく、待ち時間が長い。いろいろな地点、施設などを経由するために、車による移動よりも乗車時間が長い。通院の際、予約時間とバスのダイヤが合わない。市民タクシーの事務負担が大きい。利用者が固定している。近所や地域内で十分な買い物ができない。庄原地域以外からは、庄原の病院に直接乗り入れてほしいなどの意見が出されております。最後に、現在実施しておりますアンケート調査でございます。4ページをごらんください。実施しておりますアンケートは、住民アンケート、高校生アンケート、県大学生ウェブアンケートの3種類でございます。アンケート調査では、地域ごとの移動の現状並びにニーズを把握するとともに、予約制や定額制といった新たな交通手段の利用希望や負担額についての住民の意向を尋ねております。通常、アンケートは計画策定作業の中で課題やニーズを把握するために早い時期に実施するのが一般的でございますが、今回の計画策定では、庄原Ma a S実証実験を踏まえて、新たな交通手段や一部の区域に限定した定額乗り放題をアンケートの中で提案し、その利用希望や負担可能額について住民の意向を把握して、ニーズだけでなく、採算性、効率性も含めた事業実施の可能性を探ることといたしました。このため、Ma a S実証実験後のこの時期でのアンケートの実施となった次第です。なお、新たな交通手段につきましては、事業実施を前提としているものではないことをアンケート内にも記載しております。まず、住民アンケートにつきましては、18歳以上の市民3,000人を対象とし、属性とあわせて外出の傾向や公共交通に対する意向などを尋ねております。新たな交通手段につきましては、中段の図を調査表に記載いたしまして、イメージをしていただきながら回答をいただくことといたしました。なお、図の下の注釈に記載しておりますように、新たな交通手段の設問につきましては、地域別に内容を変えております。地域内での日常の買い物や受診がある程度可能な地域である庄原・西城・東城につきましては、各地域の郊外部から中心部への移動を想定し、地域内での受診や日常の買い物に制限があって、庄原市街地への移動ニーズが大きい

地域と考えられる口和・高野・比和・総領につきましては、各地域の集落から庄原市街地への移動を想定してお尋ねをしております。次に5ページ、高校生アンケートでは、市内県立高校4校の1年生とその保護者、約250人を対象に、また、県大生へのアンケートでは、庄原キャンパスの第2学年の学生、約150人を対象にウェブでのアンケートを実施しております。これらのアンケートは1月末をめどに回収しております、その速報を2月中旬にいただくよう今進めているところです。これにあわせて計画本編を検討することとしております。説明につきましては以上でございます。

○吉方明美委員長 したがって、現在アンケートは回収中であり、まとめは当然できてないということですね。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○吉方明美委員長 委員の皆さんほうで、ただいまの説明でもっと聞きたいとかいうことがありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○五島誠委員 3ページのところで事業者等にヒアリング調査をされているのですけれども、特に交通事業者の方等の中で今ちょっと思っているのが、貨客混載というのですかね。荷物と乗客の方と両方載せることができるような仕組みについての御意見とかはなかったのですか。

○毛利久子市民生活課長 貨客混載につきましては、現在、交通事業者さんからちょっとハードルが高いとは伺っております。バスのルートとそこに荷物を載せた場合になかなかマッチングが難しいところがあると。実際に他市の事例で言いますと、バスが出発地点で受け取って、行き先のところ、終点で降ろすということになります。現在でいうと、バスの車庫から出て、また車庫に戻るといふようなところが庄原市の場合多いですので、そのルートでいうとなかなか現実味として考えにくいかなというところがございます。

○坂本義明委員 3ページの教育委員会のスクールバスの件なのだけれど、前もちょっと話はあったような気がしたのだけれど、路線バスへ一般乗客が乗れないかという話があって、だめだという話は聞いていたのだけれど、ここへも保護者の理解が必要ということが載っていますけれども、これはもうここで終わっているのですか。ここから先は理解を得るための方法とか話し合いとかいうのはもうできないということで判断したらいいわけですか。

○毛利久子市民生活課長 どうしても統合条件になっているところが多いですので、統合からかなり年数が経ったところも含めてそこらあたりは一般の方という部分について保護者の方の理解が必要ということと、子供さんを必ず全員乗せ切らないといけないという部分でいうと、最初のほうで一般の方がたくさん乗られると子供たちが乗る場所がないかもしれないとかいうことを考えて車両を用意しないといけないとか、割と課題が多いという部分がございます。

○谷口隆明委員 今のことを聞こうと思っておりましたが、もう1点は、委託運行がふえると他のサービスに影響すると。これは前から言われているのですけれども、今、統合条件で、スクールバスやタクシーがふえてくる中で、この問題は今後大きくなると思うのですけれども、その辺についてはどのようなお考えなのか、ちょっと難しいと思うのですが、お伺いしたいと思います。

○毛利久子市民生活課長 教育委員会とこのあたりの打ち合わせをしているわけではないのですけれども、当然スクールバスを委託する場合に他の業務に影響のないように、人の手配であるとか車両の手配については事業者さんと教育委員会とで話をしながら進めていただいているところがございます。

○谷口隆明委員 今言われるように両方兼ねるようなことを運転手不足とか現状の経営状況で中小の業

者に求めるのはそもそも無理だと思うので、やはりその辺を根本的に市として考えていかないと、なかなかそんなにきれいにいかないのではないかと思います、そうではないのでしょうか。

○毛利久子市民生活課長 教育委員会と一緒に協議をしているわけではないので詳細についてはわかりかねるところがあるのですが、現在、交通事業者さんと話をしている中では、そのことについて懸念をされているという声はうちの課には届いてないというか、伺っていないという状況です。今後どのようになるかというところまではちょっとわからないところがあります。

○谷口隆明委員 問題意識にされていないということで理解しておきます。

○五島誠委員 今回の計画については法定計画にされて、これが国の補助金の交付要件になる見込みとかということもあったりすると思うのですけれども、その中でこういったものが想定されるのかなど。国の補助金というのはどういったメニューかお伺いできればと思います。

○毛利久子市民生活課長 現在、国のほうで示されているのは、先ほど御質問がありました貨客の混載であったりスクールバス等の一般利用であったり、そういった新しい制度を取り入れるものにつきまして、メニューとしては示されております。今後、今、お世話になっている運行補助金等についてもこの計画の中でどういう位置づけになっているかというところが加わってくるのではないかと聞いております。

○五島誠委員 それからその中で、国のほう、国交省の資料なんかを見ると、やはりMa a Sのことなどが程度見え隠れすると言いますか、想定をされているような部分があるのかなと見るわけなのですけれども、例えば、今回県を通して本市も行ったMa a Sの実証実験であるとか、昨年やった国の事業であるとか、そういったものをされたりする場合にも、やはりこの法定計画があった上でというのが条件というか、補助金と同様にかかってくるのかなと思うのですけれども、そういったのも関係してくるのですか。

○毛利久子市民生活課長 国が想定しているMa a Sは、複数のサービスが一括で予約できるというものを想定していると思われま。ただ残念ながら今の庄原Ma a S実証実験の中では、予約制であったりサブスクリプションであったりといったところで、それらを統合すればMa a Sになるのですけれども、パーツパーツではまだMa a Sという概念の入り口のところになります。なので、現在の庄原Ma a S実証実験の内容を実施したとしても、それが国の要件にはまるかというところかなり厳しいと思います。ただ県のほうが、市が運行する路線について補助をしてもらっている事業がございますので、そちらは当然該当になるかとは思いますが。

○谷口隆明委員 最初の説明で、今度の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律で、生活交通だけではなくて、都市間の移動とか観光とか環境への負荷の軽減とか、いろいろそういう課題が入ってくることになると、以前から議論がありますけれども、この地域交通に関することについては、本来は市民生活というよりも企画とかいちばんづくりとかまちづくりをやるところがやっているところが以前も多いということがありましたので、今すぐではないですが、やはりそういう方向でいかないと、なかなかこの計画を本当に実行することになれば、市民生活課でそこまでやるのは大変ではないかと思うのですが、そうした問題意識というのは、今、市にはないのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○毛利久子市民生活課長 組織の議論というのは当然あるとは思いますが、そのことについて市民生活課でお答えすることは難しいのですけれども、おっしゃられますように、観光であったり、まちづ

くりであったり、教育であったりということが関係してくるということで、このワーキング会議のメンバーの中に企画課、商工観光、それから教育委員会の職員にも入っていただきまして、現状のところをしっかりとこの中でお話をいただいたり、委員の皆さんの御意見を聞いていただいたりというようなところで、一緒に考える場はつくっております。

○吉方明美委員長 ワーキング会議でいろんな意見で出ると思うので、その位置づけが重要ですよ。ほかに質問はありませんか。

○五島誠委員 この資料の中には余り触れられてなかったのですが、昨年されたMa a S実証実験の結果と言いますか、経過かもわからんですけども、そういったところについて、簡単に結構なのでお伺いできればと思います。

○毛利久子市民生活課長 庄原Ma a S実証実験の結果につきましては、今から参加された方のアンケートをとられるということで協議会にはまだ報告が上がっておりませんので、市民生活課のほうでそのことについてコメントをするというのは現状難しいと思っております。計画の関係で言いますと、資料の説明の中でも申しあげましたように、アンケートの中で、今回行った予約で家の近くに来ていただけるような路線について、またはサブスクリプションについてお尋ねをしております、その中でニーズであったり採算性であったり、そういったものを把握しながら本当に事業にできるのかといったところを今回の検証結果とあわせて今年度中にはある一定程度の方向を出したいと思っております。

○五島誠委員 経過についてはどうですか。途中経過というか意見交換というか、そういったものがあったかどうかはわからんですけども、事業者の方々や使われた方々とかのお声というのはまだそんなに入ってないですか。

○毛利久子市民生活課長 一応この事業が協議会で実施をされているものになりますので、当然備北さんとかから途中の感想は伺っておりますが、全体のまとめではないので、これまでの報告は遠慮させていただきますと思います。

○吉方明美委員長 まだ全ての面において途中ということですよ。

○毛利久子市民生活課長 協議会のほうもまだ結果が出ておりませんので、申しわけございません。

○近藤久子副委員長 3ページの(2)自治振興区・民生委員ヒアリング調査をされました。参加された自治振興区の役員の方に聞くと、本当にすばらしい皆さんの意見が出てきたと。ここには8項目しかないのですが、その中の1項目は、庄原地域以外の方の病院のものが入っています。これを読むと、こういう課題に対してちゃんとしようと思うと、便数をふやしているところに行くと、便利よくなってしまいますけれども、何か課題が重すぎると思うのですが。課題をしっかりと把握しながら、ではどうしていくのかというのが物すごくそれが大きな課題かなと思うのですが、どう受けとめていらっしゃいますか。

○毛利久子市民生活課長 副委員長おっしゃられるように、非常に課題が大きく、また数も多くございます。現在の庄原市の財政状況も一つ大きな課題になっておりまして、全てのニーズを満たすことが難しいなど。ただその中でも、一つでも二つでもかなえられるものがあればかなえていきたいと思っておりますし、難しい部分につきましても一緒に考えていただいて、ではどこを我慢して、どこをとるかというところと一緒に考えさせていただきたいと思っております。本当に真逆の御要望がございます。家まで来てほしいと。車と同じぐらいの時間で着いてほしいとか、距離が遠くても値段

は安くしてほしいとか、御要望としては受けられるのですけれども、ではどうするか、でもこういうことがありますよね、というところも皆さんとお話ししながら一つでもできることをやっていきたいと考えております。

○近藤久子副委員長　　うちの委員会でわざわざ東城に二度行ったわけですね。それはやはり市民タクシーのことで事務負担及びいろんなことが出てきて、市民タクシーの範囲も広いものですから事務負担が大きくて、利用者が固定しているという具体的なものが出ているので、現在も支所のほうでかなり事務の負担をさせていただいていると思うのですけれども、今、課長ができるところから一つずつおっしゃられた。これは何とかできるのではないですか。

○毛利久子市民生活課長　　市民タクシーにつきましては、地域によって評価が非常に分かれております。庄原地域では、もうこれがあるからほかのことはいいよという地域もございますし、そこはタクシー事業者さんの協力度合いであったり、自治振興区で取り組まれているところ、自治会が取り組んでいるところ、これもやはりその事務を誰が行うかというところでも大きくその評価が分かれているところがございます。東城地域で特に事務負担が大きいという声を聞いておまして、ではそれにかわってどのような形ができるのか。東城地域だけ変えるのか。そういったところも含めて検討は必要だと考えております。

○五島誠委員　　計画から外れるかもわからんですけれども、さまざま課題がある中で、それを解決する一つの糸口として、今、呉市なんかで自動運転の実証実験なんかされていますよね。そういったところが庄原市で今どう捉えられているのか。例えば、この次の計画の中に一部入っていく可能性があったり、どうなのかなというところも含めてお聞きしてみたい。

○毛利久子市民生活課長　　五島委員がおっしゃられるように、自動運転の実証実験が全国各地で行われております。ただ庄原市の一番大きな課題は、非常に離れた集落に暮らしている方々の交通手段をどうするのかという部分でございまして、そういう部分で言いますと、現在、実証実験されている自動運転というのは、広い大きな道で、非常に短い距離を運行される実証実験をされているのですけれども、離れた郊外から市街地までという実証実験は、私が知る限りでは、余り聞いていないと思います。山間部になりますと、道路の白線がきちんとなっていないなかったり、草や動物などの障害物も多いですから、ではその安全管理はどうなるのかといったこともございます。また、町なかで行われているものにつきましては、非常に低速で運行されるような車両が多いので、庄原市のまちの中で低速の車両が、実証実験の短い期間ならよろしいのですけれども、ずっとそれが走るということが他の車両にとってどうなのかという課題も多いと思いますので、今後の状況によっては実証実験ということはあるかもわかりませんが、計画の中でそこに触れるのは現状では難しいかと思っております。

○五島誠委員　　おっしゃられるように、条件不一致と言いますか、そういったところはまだ進んでなくて、技術の進歩もこれからどうなっていくかということもあつたりする中で、逆に言うと、本市なんかで可能性があるのかなと思ってお聞きをさせていただいたわけですし、例えばさっきの非常に低速なものが今主流と言いますか、そこまでしかまだいってないのですけれども、今後、例えば高速道路を使った実証実験であるとかも今すぐにはないと思いますけれども見通しの中では考えられてくるわけで、そういったところに本市として取り組む価値があるのではないかなと思ってお聞きをさせていただきました。

○吉方明美委員長　　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 吉方明美委員長　それでは皆さんないようですので、執行者の方にはお忙しい中ありがとうございます。まだ計画途中というか、まだ完全にでき上がってない状況なので、いろいろ課題も多いかと思いますが、ぜひとも頑張って、一緒にやってきましょう。本日はありがとうございました。2分休憩します。

午後2時2分　休　憩

午後2時3分　再　開

- 吉方明美委員長　再開します。来月の分科会で、教育委員会の執行者の数について相談があるということ。事務局からお願いします。
- 丸飯龍太議会事務局主事　教育委員会には今までまとめて入ってもらっていたのですが、コロナにおいて密を防ごうということで、ことしの分科会は分かれて、例えば教育指導課なら指導課の関係者だけという形はどうかという提案があったのですが、皆さんどうでしょうか。
- 吉方明美委員長　それはいいのではないですか。執行者のほうで配慮して、これだけでも入ろうとか工夫してもらえばいい。うちのほうからこの方はだめですとかいうことはできないので、それは来られる方のほうで配慮してもらったらいと思います。
- 丸飯龍太議会事務局主事　わかりました。
- 吉方明美委員長　以上ですね。それでは本日の教育民生常任委員会は以上をもって終了します。お疲れさまでした。

午後2時5分　閉　会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長 吉方明美